

# 旧学校利用施設（旧三沢西部小学校）使用の手引き

## 1 施設の概要

- 住 所：米沢市大字口田沢 2 3 6 1 番地の 1
- 使用時間：午前 9 時～午後 1 0 時 ※ 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日を除く
- 使 用 料：屋内運動場（体育館）3 3 0 円 屋外運動場（グラウンド）3 3 0 円  
※ 5 時間毎の料金です。使用時間には準備、清掃、撤収作業を含みます。

## 2 使用申請

- 予約・申請は田沢コミュニティセンターで受付します。
- 事前に電話等で予約をしてください。使用日の 3 ヶ月前に当たる日の属する月の初日から予約・申請が可能です（例：7/15 使用→4/1～予約・申請可能）。
- 使用日の 7 日前（閉庁日を除く）までにコミュニティセンター窓口で申請書を記入してください。  
[令和 5 年度限りの対応]  
※令和 5 年度(4/1～)利用の予約は 2/1～開始します。  
※令和 4 年度内(3/31 まで)に予約をした場合でも、申請書は令和 5 年度(4/1～)の日付になります。

コミュニティセンター受付時間 平日：9 時～1 7 時 土曜：9 時～1 2 時

## 3 鍵の借受・返却

- 鍵の借受・返却の日時については申請の際にお伝えします。鍵を借受ける際には必ず使用決定通知書を窓口に表示してください。

## 4 使用終了後に行うこと

- 後片付け、清掃（トイレ含む）、照明の消灯及び戸締り等を行い、体育館出入口を施錠してください。
- ごみはお持ち帰りください。
- 利用者カード、利用者名簿を提出してください。

## 5 施設・備品を汚損・き損した場合

- 下記についてはただちに田沢コミュニティセンター（TEL31-2111）に連絡してください。  
コミュニティセンターが閉館している場合は、コミュニティ推進課（TEL:22-5111）に連絡してください。
  - ・ 防犯に関すること（体育館出入口の破損、窓ガラス破損等）
  - ・ 火災に関すること（電気器具からの発火、警報器が鳴りやまない等）これ以外の場合は、コミュニティセンターが開館している時間に連絡してください。
- 破損等の原因が使用者による場合は、修繕を行っていただきます。

## 6 注意事項

- 体育館のトイレは使用可能です。飲料用としては使用しないでください。
- 避難訓練を行いますので参加協力をお願いします。
- 火災予防のため、喫煙、火気使用、危険物搬入については、禁止事項です。
- 利用団体または利用者が所有・借受している物品等における、破損・盗難・紛失等について、市は一切の責任を負いません。
- 冬期間は路線（通路）除雪のみ市で行います。入口付近等、手作業による除雪が必要な場合は、適宜利用者が除雪をお願いします。
- その他の注意事項はコミュニティセンターに御確認ください。

田沢コミュニティセンター 米沢市大字口田沢 2375-1 TEL 0238-31-2111  
受付時間 平日：9 時～1 7 時 土曜：9 時～1 2 時